

2011年8月3日

法曹の養成に関するフォーラム
座長 佐々木 毅 様

日本労働組合総連合会
事務局長 南 雲 弘 行

第4回会議に向けた意見書

業務の都合により第4回会議に出席できませんので、以下のとおり意見書を提出させていただきます。

1. 法科大学院の経済的負担に加え、これに司法修習生の給費制を貸与制に移行させることで、さらに経済的負担を強いることになり、法曹を目指す若者にマイナスのメッセージを発信させることになるという意見と、法曹を目指す際、リスクに感じるのは、その合格率の低さであり、負債を抱えていないのも半数おり、経済的困窮者には、負担軽減措置を十分講ずれば、支援する必要のない修習生に国費を投入する必要がなくなる、あるいは他の公共的職業(医師や公認会計士など)とのバランスを考慮すべきといった意見の両論がある。こうした貸与制か給費制かの二項対立の議論は、問題を矮小化させてしまう懸念がある。本フォーラムでは、法曹養成のプロセス全体を俯瞰しながら課題の解決にあたるとともに、法曹を目指す人たちへプラスのメッセージとなるような結論を得られるよう検討を進めるべきである。
2. 裁判所法に定められる司法修習の意義、役割、位置づけを法曹養成制度全体の中で今日的な必要性を踏まえつつ検証しながら、法曹養成システムを好循環に機能させていくよう改善を図る必要がある。まずは最大の課題である新司法試験の合格率の問題に焦点を当て、新司法試験が妥当なものであるのか検証し、その内容に合った司法修習の内容、そして法科大学院の数の問題、教育内容、スクリーニングについて、丁寧に検証しなければならないのではないか。特に新司法試験の内容については、国内訴訟問題に特化した微細な知識を問うような試験ではなく、法学的思考力や論理的思考力の有無を問い、様々な事象に柔軟に対応できる法曹人材であるかを見極める試験にすべきではないか。
3. 第3回会議においては、貸与制をベースとして検討を進めることになっているが、実質的に経済的負担を軽減あるいは解消する措置を検討し、誰もが法曹を志すことのできる制度にすべきではないか。負担軽減措置としては、返還期限の猶予制度や返済減額制度の創設など、現行の枠組みにとらわれない、新しい制度をつくるべきである。また、経済的困窮者の問題は、司法修習に限られる問題ではなく、法科大学院の奨学金の在り方についても、本フォーラムで議論すべきではないか。

4. また、貸与制をベースにした場合、弁護士の公益的活動に支障が出ないように配慮する必要がある。そのために、過疎地あるいは法テラスへの勤務を行うなど、一定期間、公益的就業を行った場合、貸与金返還の減免を図り、修習期間中の成績優秀者にも日本学生支援機構の制度にならい、減免するなどの配慮が必要ではないか。さらに、貸与制移行による予算の削減分を、法テラスの予算や民事法律扶助予算など、公益的就業に対する予算へ移し替えることも検討すべきではないか。

5. 当初目的である年間 3,000 人の法曹人材を養成する目標は堅持し、法曹人材のまったくいない地域を可能な限り最小化する努力を行うべきである。裁判所支部管轄地域における弁護士ゼロ・ワン地域の解消は、日弁連のひまわり事務所の取り組みなどで解消の方向にあるが、さらに自治体レベルにおける弁護士ゼロ地域を解消するため、国による措置が可能かどうか検討すべきではないか。現在、法曹資格取得者の就職内定率は低下をしているが、当初期待されていた経済界や行政への法の支配の浸透という点で極めて問題がある。毎年 1000 人程度の法曹資格取得者を行政あるいは、大企業が積極的に採用できるよう、国としても前面に出て取り組むべきではないか。また、一番需要が高いと思われる中小零細企業のリーガルサービスにも携われるようなインフラを財政措置も講じながら構築していくべきではないか。

以 上